

函館市民生児童委員協議会会長会議参加負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生委員法（昭和23年法律第198号）の規定による民生委員が関係法令等に規定された任務を円滑に遂行するために、民生委員で組織された協議会（以下「民生児童委員協議会」という。）の会長に対し、会議に出席する経費を負担金として、交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付の対象となる者は、民生児童委員協議会の会長とする。

(負担金の額)

第3条 負担金は、各民生児童委員協議会あたり6,680円とする。

(支給の方法)

第4条 負担金の支給は、函館市民生児童委員連合会の会長の口座に振込により行うものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の負担金から適用する。